

仕 様 書

- 1 案件名称 令和8年度検査試薬・診療材料等の購入（単価契約）
- 2 品 目 入札内訳書1～3のとおり
- 3 予定数量 入札内訳書1～3のとおり
- 4 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 納品場所 津市城山1丁目12-1
三重県立こころの医療センター内

6 条 件

安定した納入体制が必要であるため、下記の要件を満たすこと。

- (1) 発注者からの発注に対し、原則として発注後7日以内に納入に応じることができること。
- (2) 使用期限のある物品については、期限が3か月以上先のものを納入すること。
- (3) 将来において誠実に契約が履行できるとともに、安定的な供給を継続的に行うことができること。
- (4) 契約中の品目に名称変更等がある場合は、変更後のものが変更前のものと同一品目であることを示すこと。また、そのうえで発注者と納入者との間で協議を行い、契約の継続可否を決定すること。

7 不当介入に係る通報等の義務及びそれを怠った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定により三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。